

聖隷デイサービスセンター藤沢（通所介護）
重要事項説明書

通所介護
(神奈川県指定 第 1472203742 号)

当事業所はご利用者に対して通所介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 〒430-0906 静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
- (3) 電話番号 (053) 413-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 青木 善治
- (5) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 17 日
- (6) ホームページアドレス番号 <http://www.seirei.or.jp/hq/>

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート 地下 1 階、地上 1 1 階建
- (2) 建物の延べ床面積 28,132.41 m²
- (3) 施設の周辺環境 施設は藤沢市大庭に位置します。周囲は住宅・商店・学校が点在し、主幹道路に面しているため、交通の便も良好です。

3. 事業所の説明

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成 23 年 4 月 1 日指定 神奈川県 1472203742 号
- (2) 事業所の目的
介護保険法令に従い、ご利用者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な施設等をご利用いただき、通所介護を提供します。
- (3) 事業所の所在地 〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭 5526-2
交通機関 神奈川中央バス 「ライフタウン中央」バス停下車 徒歩 5 分
- (4) 電話番号及び F A X 番号 TEL (0466) 86-9020 FAX (0466) 86-9071
- (5) 管理者 氏名 長谷川 由貴子
- (6) 事業所の運営方針
 - ①ご利用者の人格を尊重し、安全で且つ居心地のよい場所となるよう心がけます。
 - ②ご利用者が生き生きと活動できるよう、一人一人の個性を生かせるプログラム作りを行います。

③ご利用者本位のサービスを心がけ、ご利用者及び家族の在宅療養生活のサポートに努めます。

(7) 開設（サービス開始）年月日 平成23年 4月 1日

(8) 通常の事業の実施地域

藤沢市

辻堂神台一丁目～二丁目、辻堂新町一丁目～四丁目、羽鳥、城南、稲荷、本藤沢、花の木、みその台、大庭、善行、善行坂、西俣野

亀井野一丁目から二丁目、亀井野山ノ神西、亀井野山ノ神、亀井野屋中、亀井野西ノ谷、亀井野狼谷、亀井野不動前、亀井野不動上、亀井野土橋、石川、天神町、円行、桐原工業団地、遠藤、湘南台一丁目から五丁目、土棚、菖蒲沢、打戻、獺郷、宮原

茅ヶ崎市

芹沢、堤、行谷、下寺尾、みずき、香川、松風台、甘沼、赤羽根

(9) 営業日及び営業時間

営業日及びサービス提供日：月曜日から土曜日（祝日は営業する）

但し、年末年始(12月30日から1月3日)は除く

営業時間：午前8時から午後5時まで

サービス提供時間：午前9時15分から午後4時30分まで

(10) 利用定員

1日40名（要支援を含む）

(11) 併設サービス

訪問看護 訪問介護 居宅介護支援 短期入所生活介護 介護老人福祉施設

4. 職員の配置状況

●当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者：1名（常勤兼務）

事業所の運営・管理全般を行います。

(2) 通所介護従事者

生活相談員：3名以上（常勤兼務3名）

ご利用者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員：6名以上（常勤兼務4名 非常勤兼務2名）

ご利用者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護職員：10名以上（常勤兼務4名 非常勤兼務10名）

ご利用者の日常生活上の介護及びに健康保持の為に相談・助言を行います。

機能訓練指導員：4名以上（常勤兼務2名 非常勤兼務2名）

日常生活を営むのに必要な機能の回復維持の為に訓練を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

(i) サービスの概要

① 日常の身体介護に関すること

日常生活動作の状況により、必要な支援及びサービスを提供します。

- ア 排泄の介助
 - イ 移動、移乗動作の介助
 - ウ その他必要な身体の介護
- ② 保清に関すること
- 自宅において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。
- ア 衣類の着脱介助
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗体の介助
 - ウ 足浴、手洗いの介助
- ③ 食事に関すること
- 利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。
- ア 配膳、下膳の介助
 - イ 食事、おやつ、水分摂取の介助
- ④ アクティビティーに関すること
- ご利用者が自宅で日常生活を送るのに機能低下を予防する為の相談と訓練を提供します。また、利用者の身体的・精神的な疲労回復と気分転換が図れるようにします。
- ア レクリエーション活動
 - イ 行事
 - ウ 集団体操
 - エ 機能訓練
- ⑤ 看護に関すること
- 日常的に必要な看護サービスを提供します。
- ア 健康相談と確認
 - イ 健康維持に必要な処置
 - ウ 急変時の対応
- ⑥ 送迎に関すること
- 送迎に必要なサービスを提供します。
- ア 移動、移乗の介助
 - イ 自宅、事業所間の送迎
- ⑦ 相談、助言に関すること
- ご利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、助言を行います。

(ii) サービス利用料金 **〈約款第5条参照〉**

別紙に定めます。

(2) 利用料金のお支払方法 **〈約款第5条参照〉**

介護保険利用自己負担額及び、給付対象とならないサービス料金・費用は、次のとおりお支払い下さい。

- 1ヶ月ごとに計算し、前月分をご請求しますので、当月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア. 金融機関口座からの自動引き落としイ. 現金でのお支払い |
|---|

(3) 利用の中止

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止することができます。

この場合、前日営業時間内までに事業所へ申し出てください。

○ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日ご連絡ください。

聖隷デイサービスセンター藤沢 Tel : 0466-86-9020 までご連絡下さい。なお、8:00 までは留守番電話になっておりますので、お名前とご用件をお話ください。折り返し、ご連絡いたします。

指定したお時間までに連絡がなく休まれた場合は、食事代を負担していただきます。

(4) 通所介護利用中の緊急対応について

サービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合や通所介護での対応が困難な状態、その他必要な場合は、速やかに主治医、関連事業所等への連絡を行う等の必要な措置を行います。また、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(5) 通所介護利用中の事故発生時の対応について

サービス提供時において、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な処置をいたします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行います。

当事業所は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(6) 衛生管理等について

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

当事業所は従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

(7) 業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

当事業所は従業者にたいし、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(8) その他運営に関する重要事項

当事業所は、従業者の質の評価を行い常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、設備しています。

当事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次の通り行っています。

1. 採用時研修 採用後1か月以内
2. 継続研修 年2回以上行う

従業者は業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。

当事業所は、従業者であった者に業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密を保持させ

るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する責務を負います。

6. 通所介護利用をやめる場合 **〈約款の終了について〉**

約款期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、ただし以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との約款は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- ⑥ご利用者から解約又は約款解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から約款解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) **ご利用者からの解約・約款解除の申し出 **〈約款第3条参照〉****

約款期間中であっても、ご利用者から利用約款を解約することができます。その場合には、速やかに当事業所及び利用者の居宅計画作成者にご連絡ください。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④事業所もしくは事業所の職員が正当な理由なく本約款に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくは事業所の職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所もしくは事業所の職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本約款を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) **事業者からの約款解除の申し出 **〈約款第4条参照〉****

以下の事項に該当する場合には、本約款を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が約款締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上（※最低3ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合

- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業所又は事業所の職員もしくは財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うなどによって、本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他のご利用者もしくは事業所の職員の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがある、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、本約款を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所介護の提供限度を超えると判断された場合

（3）約款の終了に伴う援助

約款が終了する場合には、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業所の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命・身体・生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、終了後5年間保管するとともに、当法人の個人情報保護運用規程に基づき、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、関連事業所等への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業所業所及び事業所の職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

8. サービスの利用に関する留意事項

（1）持ちこみの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ちこむことはできません。

- ・通所介護に必要なもの
- ・管理者に許可を得たもの

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内は禁煙となります。ご協力をお願いいたします。

9. 損害賠償について **〈約款第10条参照〉**

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 苦情の受付について **〈約款第9条参照〉**

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 長谷川 由貴子
（職 名） 聖隷デイサービスセンター藤沢 管理者
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日
8：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話：045-329-3447
- 藤沢市 介護保険課
電話：0466-50-3527
- 茅ヶ崎市 保健福祉部 高齢福祉介護課
電話：0467-82-1111

11. 重要事項を説明した年月日

デイサービスセンター ご利用者宅
年 月 日
事業者 藤沢市大庭 5526-2
聖隷デイサービスセンター藤沢

説明者 氏名 _____ 印

通所介護の提供にあたり、本重要事項説明書に基づく重要な事項を、ご利用者又は代理人に対して説明しました。

*なお、この重要説明書の内容に変更が生じた場合は、ご利用者又は代理人にその内容を文書にて通知します。

附則

平成23年4月1日から施行する。

平成23年8月1日	一部改訂
平成24年1月6日	一部改訂
平成24年4月1日	一部改訂
平成24年11月1日	一部改訂
平成25年4月1日	一部改訂
平成26年4月1日	一部改訂
平成27年4月1日	一部改訂
平成28年2月10日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
平成29年12月1日	一部改訂
平成30年8月1日	一部改訂
平成31年4月22日	一部改訂
2019年7月1日	一部改訂
2019年10月1日	一部改訂
2021年4月1日	一部改訂
2021年6月1日	一部改訂
2021年11月1日	一部改訂
2023年4月1日	一部改訂
2024年4月1日	一部改訂